

上田市 利用者負担額(授業料)徴収基準額

各月初日の子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担(授業料)の月額	
区分	定義	3歳未満児	
第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 円	
第 2-1	市町村民税非課税世帯	母子世帯及び父子世帯並びに在宅障害児(者)のいる世帯	0 円
第 2-2		第 2-1 区分を除く世帯	6,000 円
第 3-1	市町村民税均等割額のみ の世帯(所得割課税 額のない世帯)	母子世帯及び父子世帯並びに在宅障害児(者)のいる世帯	5,500 円
第 3-2		第 3-1 区分を除く世帯	12,000 円
第 4-1	市町村民税所得割課税 額 48,600 円未満	母子世帯及び父子世帯並びに在宅障害児(者)のいる世帯	6,000 円
第 4-2		第 4-1 区分を除く世帯	15,500 円
第 5	所得割課税額 48,600 円以上 60,000 円未満	20,000 円	
第 6	所得割課税額 60,000 円以上 75,000 円未満	21,000 円	
第 7	所得割課税額 75,000 円以上 97,000 円未満	26,000 円	
第 8	所得割課税額 97,000 円以上 111,000 円未満	32,000 円	
第 9	所得割課税額 111,000 円以上 135,000 円未満	35,000 円	
第 10	所得割課税額 135,000 円以上 169,000 円未満	41,000 円	
第 11	所得割課税額 169,000 円以上 219,000 円未満	47,000 円	
第 12	所得割課税額 219,000 円以上 265,000 円未満	53,000 円	
第 13	所得割課税額 265,000 円以上 301,000 円未満	56,000 円	
第 14	所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	60,000 円	
第 15	所得割課税額 397,000 円以上	63,000 円	

(注)

- 1 第 2-1、3-1、4-1 階層の定義である「母子世帯及び父子世帯」に該当するのは、原則として児童扶養手当を受給しているひとり親世帯です。また、「在宅障害児(者)のいる世帯」に該当するのは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保持者、特別児童扶養手当等の支給を受けている児童、又は国民年金の障害基礎年金等の受給者がいる世帯です(手帳の写し等の提出が必要です)。
- 2 一定の条件を満たす場合、利用者負担額(授業料)が軽減されます。軽減の詳細については、裏面をご覧ください。